解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

福井県今立郡池田町志津原第一四号一七番地
財団法人池田屋
清算人　杉本　博文

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

名古屋市東区豊前町三丁目三二番地
財団法人名古屋市リサイクル推進公社
代表清算人　神下　豊

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

愛知県一宮市音羽一丁目五番一七号
財団法人一宮市きょう会館管理公社
代表清算人　森　昌宏

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

三重県津市島崎町三一四番地
社団法人三重県雇用開発協会
清算人　山際　照男

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

大阪市中央区伏見町四丁目二番六号
財団法人勤労者住宅協会
代表清算人　山本　憲治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月十九日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

兵庫県三田市中央町一〇番二一号
宗教法人大宇宙大自然教団
清算人　切田　恵子

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年三月七日和歌山県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

和歌山県有田市箕島五〇番地
有田市土地開発公社
清算人　成川　満

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日付けで存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

鳥取県八頭郡八頭町宮谷二〇〇番地一
財団法人八頭町農業公社
代表清算人　井山　愛治

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富二四七五番地
九〇　財団法人岩美町農業振興公社
代表清算人　榎本　武利

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

岡山県井原市井原町三一一番地一
財団法人井原市文化・スポーツ振興財団
代表清算人　瀧本　豊文

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

岡山県美作市江見九四五番地
財団法人バレンタインパーク作東振興公社
代表清算人　安東　美孝

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

広島市南区比治山本町一二番二号
財団法人広島県民間社会福祉事業従事者
互助会　代表清算人　松尾　龍一

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

山口県山口市神田町五番一一号
社団法人山口県中小企業経営者協会
代表清算人　唐下善次郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月十三日法人の目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

名古屋市名東区社が丘四丁目一一〇七番地
社会福祉法人孝経福祉会
清算人　加藤　幸司

第十一期決算公告

平成二十五年一月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部

流動資産	八五五、九二四
固定資産	一、六六七、六八一
資産合計	二、五二三、六〇五

負債及び純資産の部

流動負債	三七〇、〇九五
（うち賞与引当金）	（二四、〇〇八）
固定負債	一六〇
株主資本	二、一五三、三五〇
資本金	二四〇、〇〇〇
資本剰余金	二三四、三六三
資本準備金	二三四、三六三
利益剰余金	一、六七八、九八七
利益準備金	四、八〇〇
その他利益剰余金	一、六七四、一八七
（うち当期純利益）	（一一六、八九七）
負債・純資産合計	二、五二三、六〇五

平成二十五年四月二日

兵庫県神崎郡神河町中村一〇〇九番地二八
ＰＨＰ兵庫株式会社
代表取締役　藤代　昌彦